

2017年10月24日

佐々木食品工業株式会社 自然食研
代表取締役社長 佐々木 興平 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（「申入れ」活動終了通知）

当団体は、消費者からの情報提供を契機として、貴社が提供する「しじみ習慣」の広告である twitter のプロモーション、各媒体上の広告、web サイト上の表記など（以下「表示・広告」といいます）について調査し、不当景品類及び不当表示防止法上、適法性に疑問を感じる記載があったことから、2015年9月30日付で「お問い合わせ」を行いました。

その後、当団体は、貴社との間で、表示・広告に関し、書面による意見交換及び面談協議を行いました。2017年8月25日付で twitter の過去の投稿の削除を求めた「要請書」を送付したところ、2017年9月13日付で「ご指摘いただきました twitter の投稿について、全て削除いたしました。」との回答を受領しました。当団体において確認した結果、twitter の投稿は削除されていました。

表示・広告に対する当団体の指摘する点について、貴社が一定の改善を行ったことに鑑み、当団体は差止請求を現時点では見合わせることにし、2017年10月をもって、貴社に対する「申入れ」活動を一旦終了することにしましたので、通知します。

なお、「申入れ」活動の終了をもって貴社の見解を認めたわけではないこと、今後も消費者の誤認を招く広告表示があると判断した場合は差止請求を再開することを、念のため付言いたします。

貴社とのやり取りは以下の通りです。

2015年9月30日付で貴社に対し「お問い合わせ」を送付
2015年10月27日付で貴社より回答を受領

2015年12月16日付で貴社に対し「申入れ、要請及び再お問い合わせ」を送付

2016年1月16日付で貴社より回答を受領

2016年3月24日付で貴社に対し「再申入れ兼再要請」を送付

2016年4月20日付で貴社より回答を受領

2017年1月24日付で貴社に対し「再々申入れ」を送付

2017年2月22日付で貴社より回答を受領

2017年8月25日付で貴社に対し「要請書」を送付

2017年9月13日付で貴社より回答を受領

以上